

条文順過去問題集の利用にあたって

国家試験を受験する際、過去問題集に取り組まない方はいないでしょう。では、皆さんはいつの時点で、どのように、過去問題集を利用されていますか？

基本テキストの学習がひととおり終わったあとで、問題訓練として・・・このように考えている方は多いと思います。

でも、それでは効果的な学習はできません。

1 テキストを読むのが大変だという方

最近の本試験では、基本テキストを一読して問題集で問題訓練を繰り返せば得点できるというような問題はあまり出題されなくなりました。基本テキストをしっかり読みこなし、十分にその内容を理解した上で問題訓練をしないと対応できない問題が多々みられます。そこで基本テキストをしっかり読もうと思うのですが、これがなかなか進まなくて途中で挫折してしまうという方が非常に多いようです。

・・・覚えようとしていませんか？

これは、基本テキストをしっかり読むということとテキストを覚えるということを誤解して、テキストを読みながら必死に覚えようとしているため陥る落とし穴です。

このような学習をしている方は、大半が、テキストに出てくる行政官職名、数字、語尾などを片端から覚えようとして読んでいます。ところが、本試験では、どの科目も同じように行政官職名を入れ替えたり、数字を入れ替えたり、語尾を変えたりして誤りを作るとは限らないのです。この科目は行政官職名の入れ替えの問題が多い、この科目は語尾（努力規定と義務規定）を入れ

替える問題が多い。この科目は数字を問う問題が多い、というように科目によって出題の傾向にばらつきがあります。この傾向を掴みながら学習しないと、効果的な学習はできなくなってしまいます。

・・・テキストの隣に過去問題集を

したがって、基本テキストを読むときには、必ず、条文順の過去問題集を隣に置き、基本テキストを読んだときに、すぐにその該当条文から出題されている本試験問題を条文順過去問題集で確認します。そうすると、その部分からどれだけの頻度で本試験問題が出題されているか、出題される場合は、どこに論点をおいた問題が多いのか、行政官職名？数字？語尾？主語？これが確認できます。これが確認できれば、むやみやたらと行政官職名や数字を覚えたりする必要がなくなります。また、覚えるべきものが絞られてきますので、効率的に学習をすることができるようになり、基本テキスト1冊をマスターする時間はそれほどかからなくなります。

条文順過去問題集は、基本テキストを読み進める補助教材として利用して下さい。

2 自分が考えた理由が解答解説の理由と全然違う

こんな経験をしたことはありませんか？
問題の正誤を判断するときに、「その科目ではそのようなところでは誤りを作らないの

に」というような部分に目がいってしまい、
正誤の判断に迷うことがあります。
たとえば次のような問題です。

労働基準法

問 厚生労働大臣は、期間の定めのある労働契約の締結時及び当該労働契約の期間の満了時において労働者と使用者との間の紛争が生ずることを未然に防止するため、使用者が講ずべき労働契約の期間の満了に係る通知に関する事項その他必要な事項についての基準を定めることができる（ ）。

この問題では、次のような部分に目がいってしまい、正誤の判断を迷ったり、誤ったりするケースが多々みられます。

ケース 1 語尾が「定めることができる」ではなく、「定めなければならない」となるはずだ。

労働基準法では、語尾で誤りを作る問題はほとんど出題されません。同法第 104 条(監督機関に対する申告)は、「申告しなければならない」と「申告することができる」で語尾の入れ替えを誤りとすることがありますが、それ以外はほとんどありません。義務規定と努力規定で誤りを作るのは、労働安全衛生法の総則部分と労働に関する一般常識の関係法規ぐらいです。したがって、語尾の誤りを視点として正誤の判断をする必要はありません。

労働基準法は「使用者から労働者を保護する法律」です。したがって、使用者に対して、「・・・しなければならない」とする条文構成になります。厚生労働大臣に対して、「・・・しなければならない」とすることはありません。

したがって、その点でもこのような解釈をすることはおかしいことになり

ます。

ケース 2 基準を定めるのは「厚生労働大臣」ではなかった気がする。

労働基準法では、行政官職名で誤りを作ることはほとんどありません。97 年に「労働基準法第 58 条第 2 項に基づく未成年者に不利と認められる場合の行政官庁による労働契約の解除は所轄労働基準監督署長が行い、労働基準法第 71 条の規定に基づく職業訓練に関する特例の許可は所轄都道府県労働局長が行う。」という問題が出題され、行政官職名が論点となったことはありますが、それ以外で、行政官職名を論点とする問題はほとんど出題されていません。したがって、行政官職名を視点として正誤の判断をする必要はありません。

「基準」は、全国一律に適用されるものですから、都道府県労働局長や労働基準監督署長が定めることはありません。通常は厚生労働大臣が定めませんが、労災保険法のように「厚生労働省労働基準局長」が定めるケースもあります。

いずれにしても、過去問題集をきちんと利用して、その出題傾向等を的確に把握していれば、このような視点で正誤は判断す

ることがなくなり、正誤の判断に迷うこともなくなります。

3 まったくお手上げの問題

だったけれどよくみたら過去問題集に同じ問題が出ていた！

こんな経験をした方も多いのではないかと思います。意外に過去問題集を何回も繰り返し解いてみたという人に多いのです。つまり、過去問題集を問題訓練の材料として、正誤の判断を求めるためだけに利用していた方からよく聞かれる言葉なのです。

条文順過去問題集を基本テキストを学習する際の副教材として利用していれば、「え

っ、こんな表現で本試験では出題されるのか。テキストではどのように解説しているのだろう」とテキストと見比べて内容を確認するため、その問題が強く印象に残り、再出題された場合は、確実に対応ができるようになるはずです。

たとえば、こんな問題が該当します。

【労働基準法】

平成 14 年問 1-D (021D)

労働者派遣は、派遣元と労働者との間の労働契約関係及び派遣先と労働者との間の指揮命令関係を合わせたものが全体として当該労働者の労働関係となるものであり、したがって、派遣元による労働者の派遣は、労働関係の外にある第三者が他人の労働関係に介入するものではなく、労働基準法第 6 条の中間搾取に該当しない。

平成 15 年問 1-C (031C)

ある労働者派遣事業が、所定の手続を踏まないで行われている違法なものであっても、当該労働者派遣事業の事業主が業として労働者派遣を行う行為は、「何人も、法律に基づいて許される場合の外、業として他人の就業に介入して利益を得てはならない。」と規定する労働基準法第 6 条の中間搾取には該当しない。

021D	法第 6 条, H.11.3.31 基発第 168 号。なお, 法第 6 条でいう「他人の就業に介入する」とは, 「労働関係の当事者, 即ち使用者と労働者の中間に, 第三者が介在して, その労働関係の開始存続において, 媒介又は周旋を行う等その労働関係について, 何らかの因果関係を有する関与を行っていること」をいい, 派遣元による労働者の派遣は, 第三者が他人の就業(労働関係)に介入するものではなく, 法第 6 条の中間搾取に該当しない。
031C	法第 6 条, 労働者派遣法第 2 条第 1 号, H.11.3.31 基発第 168 号。労働者派遣に係る労働関係は, 派遣元と労働者との間の労働契約関係及び派遣先と労働者との間の指揮命令関係を合わせたものが全体としての当該労働関係となるものであり, 派遣元が行う労働者派遣は, そもそも, 労働関係の外にある第三者が他人の就業(労働関係)に介入するものではないため, 違法であるか適法であるかを問わず, 法第 6 条の中間搾取には該当しない。

【労働安全衛生法】

平成 14 年問 9-D (029D)

建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、当該仕事を他人に請け負わせるに際し、関係請負人に対して、当該仕事に関し安全で衛生的な作業の遂行のため必要な事項を教示しなければならない。

平成 15 年問 8-D (038D)

労働安全衛生法においては、建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、当該仕事を請け負った事業者から、当該仕事による労働災害の発生を防止するためにとるべき措置についての教示を求められたときは、これを教示しなければならないこととされている。

029D ×	建設工事の注文者等の責務に関して、設問のような規定はない(法第 3 条ほか)。なお、労働安全衛生法において「教示」と使用しているのは、法第 102 条(ガス工作物等設置者の義務)においてである。具体的には、「ガス工作物その他政令で定める工作物を設けている者は、当該工作物の所在する場所又はその付近で工事その他の仕事を行う事業者から、当該工作物による労働災害の発生を防止するためにとるべき措置についての教示を求められたときは、これを教示しなければならない。」と規定されている。038D において同じ。
038D ×	建設工事の注文者等の責務に関して、設問のような規定はない(法第 3 条ほか)。なお、労働安全衛生法において「教示」と使用しているのは、法第 102 条(ガス工作物等設置者の義務)においてである。

【労働者災害補償保険法】

平成 12 年問 6-A (006A)

給付基礎日額は、原則として労働基準法第 12 条の平均賃金に相当する額とするが、平均賃金相当額を給付基礎日額とすることが適当でないと認められるときは、厚生労働省令で定めるところにより、政府が算定する額を給付基礎日額とする。

平成 15 年問 1-B (031B)

給付基礎日額は、労働基準法第 12 条の平均賃金に相当する額とされているが、この平均賃金相当額を給付基礎日額とすることが適当でないと認められるときは、厚生労働省令で定めるところによって所轄労働基準監督署長が算定する額が給付基礎日額とされる。

006A	法第 8 条第 2 項、則第 9 条第 1 項。「厚生労働省令で定めるところ」として、則第 9 条により、平均賃金の算定期間中に業務外の事由による負傷又は疾病の療養のため休業した労働者、じん肺にかかったことにより保険給付を受けることとなった労働者、平均賃金の算定期間中に親族の疾病又は負傷等の看護のために休業した期間がある労働者、平均賃金相当額が自動変更対象額に満たない労働者についての特例的な給付基礎日額の算定方法が定められており、これらにより所轄労働基準監督署長が算定するものとされている。031B において同じ。
031B	法第 8 条第 2 項、則第 9 条第 1 項。

これらは、いずれも直近の本試験問題で出題されている問題が再出題されたもので、的確に本試験の出題傾向の分析ができていれば難なく解答できるものばかりです。

過去問題集は、何回も取り組んでいたのに・・・という声が聴かれますが、これは、単に条文順過去問題集を通常の問題集と同じように問題訓練として利用しただけに過ぎません。取り組む時期も基本テキストが終わった頃に集中的に問題訓練として取り

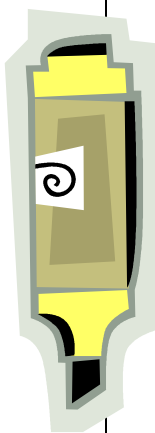
組んだだけというケースが圧倒的に多いようです。

条文順過去問題集は、副教材として、基本テキストと併用するように利用してみてください。

明らかに、効果的に、効率的に学習することができるようになり、問題の正誤を判断する場合の視点も自ずと変わってきて、正誤の判断に迷うことがなくなります。

4 条文順過去問題集の利用の際のワンポイント

基本テキストに併せて条文順過去問題集を利用し、どの部分からどれだけの頻度で本試験問題が出題されているか、出題される場合は、どこに論点をおいた問題が多いのか、行政官職名？数字？語尾？主語？これが確認できたときは、その論点の部分にマーカーを塗っていきます。文章全体ではなく、論点となっている部分のみマーカーを塗っていきます。そうすると、テキストを見たときに、その条文からは、主語に論点をおいた問題がよく出題されるのか、数字に論点をおいた問題がよく出題されるのかが分かり、学習のポイントが押さえやすくなります。たとえば、雇用保険法のテキストであれば、いろいろな数字にマーカーが塗られることになりませんが、労災保険法のテキストでは、加重障害の併合繰上げの部分以外では、ほとんど数字にはマーカーが塗られることはないため、労災保険法では数字を覚える必要がないことがよく分かります。



学習の仕方としては、

基本テキストを通読します。

条文順過去問題集とテキストをつきあわせ、出題の論点となっているところにマーカーを塗っていきます。

マーカーが塗られたところを注意しながらテキストを精読していきます。

以上のような順序で取り組んでみてもいいと思います。テキストを読んでいくとなぜか行政官職名や数字が気になり、無意識のうちに暗記しようとしています。それが受験対策上まったく重要でないにもかかわらず。この暗記しながらの学習が莫大な時間を必要とし、テキストの習得に大きな障害となります。また、無意識に暗記した知識が、そんな論点で出題されることはないというような単純な問題を複雑な問題にし、正解を複数生じさせ、足を引っ張ることになります。

基本テキストをしっかりと読むこと、合格点を確保することは、それほど難しいことではないのです。

ものは試し、だまされたと思って取り組んでみてはいかがでしょうか？